

訪問看護重要事項説明書(医療保険)

1. 事業所の概要

事業所名	三慶訪問看護ステーション
所在地	東京都青梅市大柳町1442番地
事業所番号	1367198773
サービス提供地域	青梅市全域、羽村市、奥多摩町の一部

2. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名
サービス担当職員	サービス担当	名(常勤 名、非常勤 名、常勤兼務 名)
内訳	看護師	名(常勤 名、非常勤 名、常勤兼務 名)
	介護職	0名(常勤 0名、非常勤 0名)

3. 営業時間

営業日	平日(月～金曜日) 土日、祝日休み 年末年始： 12月30～1月3日
営業時間	平日： 9:00～17:00 ※但し、24時間連絡体制を整えております。

4. 運営の方針

- ① 訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅医療ができるように支援します。
- ② 事業運営にあたって、関係市区町村及び保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を保ち、総合的なサービスの支援に努めます。

5. サービスの内容

- ① 「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師・その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

・病状・全身状態の観察 ・清拭・洗髪等の清潔保持 ・寝たきり・褥瘡の予防
・食事及び排泄等の日常生活の世話 ・在宅リハビリテーション ・認知症の看護
・療養生活や介護方法の指導 ・その他医師の指示による医療処置

- ② 利用者のご希望する日程に、訪問看護が提供できるように努めます。

6. 利用者負担金

- ① 利用者から徴収する利用者負担金は、医療保険の法廷利用料に基づく金額で下記の通りです。
- ② 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたします。

◆利用者負担金(医療保険法定利用料)

後期高齢者の対象の方	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。			
	① 一般(②、③以外の方)	1割負担	月額上限	18,000円
	② 住民税非課税世帯の方	1割負担	月額上限	8,000円
	③ 一定以上所得の方	3割負担	月額上限	44,400円
一般健康保険等	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合 ・重度心身障害者医療、ひとり親等の受給者証をお持ちの方は、各市町村により自己負担額が変わります。			

※1ヶ月に支払った負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請すると、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

※交通費は通常の事業実施地域以外の居宅において、訪問看護を実施した場合、

・通常の事業実施地域以外の地域(青梅市外)

① 通常の事業実施地域を超えて10km以内 150円 ② ①より5km増すごとに100円加算

③ 医療保険サービス利用の加算

医療保険対象自己負担額	サービス種別	金額
	訪問看護基本療養費	週3日まで 5,550円
		週4日以降 6,550円
	管理療養費	月の初日 7,670円
		2目目以降 3,000円
	特別管理加算	I 5,000円
		II 2,500円
	24時間体制対応加算	6,800円
	退院時共同指導加算(月2につき)	8,000円
	在宅患者連携指導加算(月2回まで)	3,000円
	ターミナルケア加算	25,000円
	夜間訪問看護加算(午後6時から午後10時まで) 早朝訪問看護加算(午前6時から午前8時まで)	2,100円
	深夜訪問看護加算(午後10時から午前6時まで)	4,200円
	難病等複数回訪問加算	2回/日訪問 4,500円 3回以上/日訪問 8,000円
	緊急時訪問看護加算	月14日まで 2,650円 月15日以上 2,000円
	複数名訪問看護加算(訪問する職員の職種によって料金が異なります。)	3,800円 4,500円

医療保険対象外自己負担額

・死後処置料…11,000円(消費税別)(ご自宅を訪問して、死後の処置等を看護師が行った場合)

7. サービスに関する苦情窓口

- ① 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、下記の相談窓口で承ります。
- ② 当事業所以外に、市区町村役所の苦情窓口等に相談もできます。

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話 : 0428-24-6743

FAX : 0428-84-2117

管理者 : 菅原 里美

ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

8. 緊急時および事故発生時の対応方法

- ① 緊急時及び事故発生時にあたっては、緊急対応の上、利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡します。
- ② 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応いたします。なお、当事業所は訪問看護事業者総合保障保険制度に加入しております。

9. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は、固く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師は年金管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は老人保健法上、利用者の心身機能の維持回復のために、療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

令和6年6月1日施行

令和7年2月1日改定

上記の契約を証するため、本書2通作成し、利用者・事業所が署名捺印の上、1通ずつ保持するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご利用者

私は、以上の契約及び重要事項、利用料金等について三慶訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

事業所

当事業所は指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について、利用者へ説明しました。当事業所は、利用者の申し込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

住所 東京都青梅市大柳町1442番地

事業所 医療法人社団 三秀会 三慶訪問看護ステーション

代表者 理事長 三浦 剛士

印

説明者 管理者 菅原 里美

印